

平成 30 年度 第 3 回 事故救済制度に関する専門部会 議事要旨

1. 日時 平成 30 年 7 月 20 日 13 : 00 ~ 15 : 00
2. 場所 市役所 1 号館 14 階 大会議室
3. 議題
 - (1) 報告事項
 - ① 「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」提案募集の選定結果について
 - ② 今後のスケジュール
 - (2) 審議事項
事故救済制度素案等に基づく意見交換等

(○=委員 ●=事務局)

(1) 報告事項

●説明

○(質問なし)

(2) 審議事項

【ア】給付金額は妥当か

- 給付金の額について、死亡 3,000 万円、後遺障害 75~3,000 万円はそれなりの金額。被害者が市外の場合の見舞金(最高 10 万円)については、増やしたほうがよいか検討が必要。賠償責任保険の 1, 2, 3 億円は、予算等との見合いで検討せざるを得ないのでは。
- 重大な後遺障害が発生した場合は 1 億円では足りない。予算の許す範囲で多めにしたらよいかと思う一方、保険金は毎年掛け捨てとなるので、頻度の低い事故のために 1,500 万円かけて限度額を上げるかというのは、税金を支払う市民に説明がつくものか、問題である。
- 被害者の方の遺失利益によっては、4, 5 億円までかかる場合もあるが、一般的に、2 億円は相当大きい。3 億円はめったに見ない金額。2 億円はひとつの目安となる。しかし、被害者が複数いる場合はもっと額が大きくなる。
- 確かに、賠償額は 1 億円前後のケースが多く、2~3 億円はほとんどない。他との兼ね合いで、本日の意見も参考にとりまとめる。見舞金 10 万円についてはいかがか。救済できるに越したことはないが、神戸市民の税金が財源となっている。特に引き上げる意見はないか。事務局は。
- 見舞金について、50 万円とする場合は、市民 1 人あたり 22 円からプラス 2 円(24 円)で対応可能。

○実際に発生した損害の填補として十分でないことは明らか。特に意見がなければ、現時点では結論を出さない。

【イ】被害者・加害者とも市民以外で、親族・監督義務者が神戸市民の場合の給付金の支給をどうするか

○加害者も被害者も市民以外で、家族・監督義務者が神戸市民である場合はあるだろうか。

○これは、親族に監督義務・準監督義務が認められ、結果的に賠償責任を負ってしまいかねないとなった場合に、賠償責任保険でカバーするか、ということか。賠償責任保険は出るのでは。他に想定しているのか。

●給付金制度としてどう見るかということで考えている。賠償責任保険に家族が入るというものではない。

○被害者・加害者とも市民でないため、本来の対象ではないことはっきりしている。

JR 東海事故の判決では、法定の監督義務者に準ずる者が責任を負うことも言われているが、あのケースでは同居家族でも監督責任を負っていない。加害者も被害者も市民以外で、家族・監督義務者である神戸市民が、同居もしていないのに賠償責任を負うケースは考えにくい。

委員がおっしゃっているのは、「イ」のケースで家族が賠償責任保険に入れるかということだと思うが、いかがか。

●賠償責任保険制度の加入対象者はあくまで神戸市民と考えている。「イ」の場合を含むと、そもそも市民以外にも対象を広げなければならないため、趣旨から外れると考える。

○「イ」のケースでの給付金とは何か。

●被害者（市外の方）に支払う見舞金 10 万円。

○賠償責任の有無に関わらずということか。

○現在の最高裁判所の判決からも、責任を負わされることは考えにくい。ぜひとも検討が必要というものではない。「イ」の部分のニーズが共有できていない。

【ウ】鉄道遅延と類焼被害の給付金の支給をどうするか

○鉄道遅延は、議論の出発点（JR 東海の事故）ではあるが、きわめて特殊なケース。類焼被害は一般的、比較的身近な問題。火の始末に懸念を持たれる方も多いただろう。

○類焼被害について、認知症の人にやさしいまちづくりという観点からは、補償したほうが趣旨に合う。地域包括支援センターに、火事を起こされると怖いので施設に入ってほしいという相談も多々ある。類焼被害を補償対象に入れ、認知症の人の自宅での暮らしを支えるべき。

○類焼被害について、一人暮らしの人が対象か、親族が同居していても対象となるのか。

- 独居、同居いずれも対象になる。
- 家族が起こしたかもしれない事故は。
- 制度としては、認知症の人が起こした事故への補償。見極めの問題はある。
- 老々世帯で、介護している側が出してしまった類焼被害は対象か。
- 事後の診断でその方が認知症と診断されれば対象。
- 鉄道遅延について、責任がある場合は賠償責任保険の対象となっているので、責任の有無にかかわらず給付金は必要ないのでは。
- 最終的に対象にするとした場合の予算、填補できる範囲については答えが出ていないが、類焼被害は現実にある身近な被害で、何らかの形で対応したほうがよいというご意見が多数あった。
- 資料の*1で、身体障害・財物損壊を伴う電車の遅延損害であれば純経済損失もカバーされるということよろしいか。
- はい。
- 鉄道事故は議論の出発点ではあるが、鉄道事故だけ純粋経済損失に給付金を出すことについては、積極的な意見はない。
- JR 東海の事故の裁判では純経済損失については検討されていなかったのか。
- 最高裁の判決は責任が無いという話のみで、損害については触れていない。1 審、2 審の額も純経済損失かどうかは分からないが、違うのではないか。
- 純経済損失は、例えば認知症の人が線路に飛び出し、電車が急ブレーキで停まり、人にケガはないが点検等で電車が遅延した場合くらいしかないのでは。
- 同じ認識。
- 少しでも身体障害・財物損壊があれば、賠償責任保険の対象となるのでは。

【エ】法人に対する給付金の支給をどうするか（素案では「対象外」）

- 鉄道事故を対象に含めないのであれば、施設も同じ扱いでよいのでは。
- 介護施設は施設で保険に入っているので必要ないのでは。
- どういう場合を想定しているのか。
- 施設の物やスーパーの商品を壊してしまった場合など。
- 被害者が法人の場合に、対物の給付金 10 万円が出せない理由は。
- 給付金制度の対象者は神戸市民（個人、自然人）なので法人は対象外。
- 精神科病院では、患者が器物を損壊した場合、患者・家族に賠償を求めている。家族が実費を払っているのではないか。
- 賠償責任保険の方では、法人も対象か。
- 法人も対象となっている。

- そちらでカバーされるということであれば、認知症の方に賠償責任保険に加入していただくことで一定対応できるのでは。
- 商店の場合だと、個人営業の場合とそうでない場合で差が出る。コンビニなど。
- 店側が認知症の人の入店に対して消極的になることを避けることも、認知症の人にやさしいまちづくりの観点から求められる。引き続き検討したほうがよさそう。
- 万引き事案を想定すると、それほど大きい給付額にしなくてよい。10万円で十分。
- 個人商店主は自然人か、法人扱いか。今後の議論に必要。
- 法人格を有するかどうかで判断する。個人としての請求であれば対象とする。
- 「事業者」ではなく、「法人」か「自然人」かで区別するという事だろう。個人営業者は自然人として支払える。
- 認知症の疑いがあるが成年後見制度を適用されている人は、給付の対象となるか。
- 成年後見制度を受けている人は様々で全てが認知症ではない。診断を受けた人が対象なので、別途診断が必要だろう。
- 市の制度で診断を受けた人と、既に診断を受けている人を対象としている。
- 成年後見制度を受けている理由が認知症であっても診断が必要か。
- すでに診断を受けていることを届け出てもらわなければならない。
- 事故救済制度が始まってから、他の方法で認知症と診断された人（転入者等）はこれからも出てくると思うが、それは対象となるか。
- 診断部会にて議論する。

【オ】同居親族の被害に対する給付金の支給をどうするか（素案は「対象」）

- これは提案の1つの特徴で心強い。ただ、交通事故など人が多くいる場での事故は立証が容易だが、同居親族内で密室で事故が起きた場合は判定が難しい。判定委員会での証拠をもとに判断するか。そこをクリアできたケースで給付金を支給できるのはメリットだと思う。
- どこまでが同居親族か。また、給付金の支給は、認知症の人が、同居している家族にケガを負わせた場合のみか。認知症のせいでないケガは。
- 同居親族のケガ、財物損壊どちらも対象だろう。今回の提案は「同居親族であることを理由に排除しない」というものなので、同居親族の定義は決める必要はない。モラルハザードの問題もあるが、JR 東海事故での判決では、家族が同居・接触・世話をしないほうが良いような方向になりかねない要素が入っていた。認知症の人を介護する家族をサポートする意味合いでも、入れたほうがよいかと。見極めの問題もあるが、どちらを重視するかが最終の判断に繋がる。素案は認知症の人の家族にとってはやさしいしくみ。
- 家族は同居別居を問わず対象ということか。

○免責事項に入れなければ、最後には文言もなくなるだろう。適用除外にしたいという意見はありませんよね。

○はい。判定委員会のメンバーになったときにどう判断するのかと申っただけです。

【カ】他の公的救済制度、加害者からの賠償との減額調整

○技術的な問題。事務局が対応できるかという問題。

●どのような対応がありうるか、次回にご提示したい。

○給付金は迅速に支給するもの。後から保険などが払われたことをどう把握するのか。非常に難しいだろう。

【キ】賠償責任保険加入の対象者をどうするか

○診断のインセンティブも重要ではあるが、すでに診断を受けている人も対象とすべき。

【ク】見守り（GPS等）について事故救済制度と併せて導入するか

○この部会で事故救済制度のオプションとして検討すべきか。推進委員会で認知症の人を支える全体のしくみとして検討すべきか。

●今の提案では付加サービスとなっている（保険料と別にプラス1,100万円）。内容の精査も必要だが、一部のサービスについては保険料に上乗せして導入することも考えられる。また、こういう制度があれば事故が少なくなるのではないかということもある。この制度と併せて考えたほうがよいかどうか。

●契約候補者に、保険料の上乗せなど可能かどうかを確認して次回お示しする。

【ケ】コールセンターの開設時間をどうするか

○24時間365日が家族としては安心。

○コールセンターの中身の問題。24時間体制で、何をしてもらえるのか。内容によって、別のことや別の方法に財源を当てたほうが良いかもしれない。

●想定しているのは、事故救済制度そのものの案内、説明。事故の受け付け、また事故発生の有無に関わらず給付金の流れの説明。一時受付の位置づけがメインで、実際の対応、面談などは24時間かけつけではなく翌日。

○皆さんが思い浮かぶコールセンターが様々。あくまで事故救済制度についてのコールセンターということで良いか。

○件数が不透明。予算が数倍で、出来ることが変わらないのであれば、当初は9時～17時で様子を見てもよいのでは。

●本日のご意見を元に、25日の市会での意見を踏まえ、予算的なことも含め判断する。

【その他】

○診断で、既に診断を受けた人のキャッチアップや、転入者をどうするのか、という話があった。そのようなことも含め、事故救済制度や賠償責任保険制度を啓発に生かしていただくと、かなりメリットが大きい。このような救済制度があって、病気を持ってこられた転入者の方に関しても速やかにキャッチアップをしていくと。

診断の精度なども、言い出すと本当に切りがないが、医師会の先生含め全体で考えていかなないと、せっかくの制度が有意義に、また助けたい人、受け取ってほしい人に届かなくなってしまうということも、今日改めて整理していただいて、よくわかった。

もちろんモラルハザードなど、いろいろ問題はあるが、適切な運用ができるように、事故救済制度の事前登録についても、協議をさせていただきたいと思います。

○診断のしくみ、どんなに良い制度でも広報をしっかりと、積極的に使えるようにしないと、制度の持ち腐れとなる。工夫してほしい。